

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和4年1月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p><制度概要> 父又は母が離婚等の要件に該当する、18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童(一定以上の障害の状態にある場合は20歳未満)を監護している母又は監護しかつ生計を同じくする父、もしくは父母に代わってその児童を養育している養育者に手当を支給する。</p> <p><申請から認定・支給までの事務概要> ①町村で審査された申請書等が都に提出される ②審査・認定・登録 ③町村に通知書及び証書の発送 ④手当の支給</p> <p>なお、申請書等により取得した個人番号をシステムに登録して管理する。 また、当該事務について、情報連携を行う。</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第一第37項、平成二十六年内閣府総務省令第5号第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><都が情報連携できる根拠> ①情報照会の根拠条文: 番号法第9条第1項、別表第一第37項、番号法第9条第1項別表第二第57項、平成二十六年内閣府総務省令第7号第31条 ②情報提供の根拠条文: 番号法第9条第1項、第22条第1項、番号法別表第一第37項、番号法第9条第1項別表第二第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第116項、平成二十六年内閣府総務省令第7号第31条</p> <p><町村が情報連携できる根拠> 番号法第19条第8号、児童扶養手当法第33条1項、児童扶養手当法施行令第10条、平成二十六年内閣府総務省令第7号第31条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
②所属長の役職名	育成支援課長 榎本 光宏
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉保健局少子社会対策部育成支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎28階北 03-5321-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月29日	I-4②法令上の根拠	<都が情報連携できる根拠>	「番号法第9条第1項別表第二第57項」を追加 項番の前に「第」をそれぞれ追加		
平成28年11月29日	I-4②法令上の根拠	<町村が情報連携できる根拠>	「番号法第19条第7項」を追加		
平成28年11月29日	I-6		「都内町村長」を追加		
平成28年11月29日	II-1及び2	平成27年8月31日時点	平成28年10月31日時点		
平成29年3月10日	I-4②法令上の根拠	<都が情報連携できる根拠>	情報照会の根拠条文を下記のとおり記載 ①情報照会の根拠条文: 番号法第9条第1項、別表第一第37項、番号法第9条第1項別表第二第57項、内閣府総務省令第7号第31条		
平成29年3月10日	I-4②法令上の根拠	<都が情報連携できる根拠>	情報提供の根拠条文を下記のとおり記載 ②情報提供の根拠条文: 番号法第9条第1項、第22条第1項、番号法別表第一第37項、番号法第9条第1項別表第二第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第116項、内閣府総務省令第7号第31条		
平成29年3月10日	I-1②事務の概要		下記の文言を追加 「また、当該事務について、情報連携を行う。」		
平成31年3月31日	I-5②	②所属長 育成支援課長 中澤 知子	②所属長の役職名 育成支援課長		
	IV リスク対策		項目の追加		
	II-1及び2	平成28年10月31日時点	平成31年3月31日時点		
令和3年6月23日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	2 十分である		
令和3年6月23日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<都が情報連携できる根拠> ①情報照会の根拠条文: 番号法第9条第1項、別表第一第37項、番号法第9条第1項別表第二第57項、内閣府総務省令第7号第31条 ②情報提供の根拠条文: 番号法第9条第1項、第22条第1項、番号法別表第一第37項、番号法第9条第1項別表第二第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第116項、内閣府総務省令第7号第31条 <町村が情報連携できる根拠> 番号法第19条第7項、児童扶養手当法第33条1項、児童扶養手当法施行令第10条、内閣府総務省令第7号第31条	<都が情報連携できる根拠> ①情報照会の根拠条文: 番号法第9条第1項、別表第一第37項、番号法第9条第1項別表第二第57項、平成二十六年内閣府総務省令第7号第31条 ②情報提供の根拠条文: 番号法第9条第1項、第22条第1項、番号法別表第一第37項、番号法第9条第1項別表第二第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第116項、平成二十六年内閣府総務省令第7号第31条 <町村が情報連携できる根拠> 番号法第19条第8号、児童扶養手当法第33条1項、児童扶養手当法施行令第10条、平成二十六年内閣府総務省令第7号第31条		
令和3年8月20日	I-1-② 事務の概要	<申請から認定・支給までの事務概要> ①町村で審査された申請書等が都に進達される ②審査・認定・登録 ③町村に通知書及び証書の発送 ④手当の支給	<申請から認定・支給までの事務概要> ①町村で審査された申請書等が都に提出される ②審査・認定・登録 ③町村に通知書及び証書の発送 ④手当の支給		